

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 115 号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和 58 年岩手県規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>貸金業の規制等に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>貸金業の規制等に関する法律</u>（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）及び<u>貸金業の規制等に関する法律施行規則</u>（昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書の副本等の提出部数)</p> <p>第 2 条 省令<u>第 1 条第 2 項</u>、第 7 条第 2 項及び第10条第 2 項の規定により定める部数は、2 部とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>貸金業法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>貸金業法</u>（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）及び<u>貸金業法施行規則</u>（昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書の副本等の提出部数)</p> <p>第 2 条 省令<u>第 1 条の 5 第 2 項</u>、第 7 条第 2 項、<u>第10条第 2 項並びに第26条の29第 2 項及び第 3 項</u>の規定により定める部数は、2 部とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。